

新型コロナウイルス感染症対策本部 第11回本部員会議
知事メッセージ（令和2年4月17日）

昨日（令和2年4月16日）、政府において、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られることを踏まえ、全都道府県が足並みを揃えて感染拡大防止の取組を行う必要があることから、本県を含む全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とされました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、本日から5月6日まで、大型連休期間を含めて、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは極力避けなければなりません。

このことは政府からの要請であるとともに全国知事会が一致団結して取り組むことにしており、岩手県からも、県民のみなさま及び県外のみなさまにお願いします。

また、現に全国各地でクラスターが多数発生している「繁華街の接待を伴う飲食店等」については、利用を強く自粛して頂きたいと思います。

県としては、県民の命と健康を守ることを最優先にしつつ、社会・経済へ負の影響を抑えるための対策をしっかりと行いますので、地域、企業、団体などオール岩手で乗り越えていきましょう。

県民の皆さまには、引き続き「換気の悪い密閉空間」、「人が密集している」、「近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なる場、いわゆる「3つの密」を避けるとともに、

普段以上に、手洗いや咳エチケットをはじめとする基本的な感染症対策を、ぜひ守っていただくよう、重ねてお願いします。

令和2年4月17日
岩手県知事 達増 拓也